

南魚沼地域（南魚沼市・湯沢町）産業活性化基本計画（更新）

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

（1）地域の特色と目指す産業集積の概要について

（地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等の特色について）

① 地理的条件

南魚沼地域（南魚沼市・湯沢町）は新潟県の南端に位置し、信濃川最大の支流である魚野川の上流域に拓けた魚沼盆地を中心にして群馬県、福島県と接している。

地勢は谷川連峰や越後三山などの標高2,000m級の山々が連なり、南北に市街地や田園地帯が広がっている。

また、全国有数の豪雪地帯でもあり、毎年2m近い積雪が記録され、交通機関などへの影響も与えるが、スキー観光や農業用水など、この地域固有の資源にもなっている。

総面積は94,182haで新潟県の面積の7.5%であり、その88%を山林、8%を農地、宅地及び雑種地の占める割合は僅かに4%となっている。人口は70,020人（平成22年国勢調査）で、新潟県の人口の2.9%を占めている。

本地域は新潟市から約100km、首都圏から約200kmの距離にあり、関東からの玄関口に位置しているため、高速道路や新幹線をはじめ道路網・鉄道網が充実している。新幹線の駅が3ヶ所、高速道路のICが4ヶ所あり、全国の主要都市とのアクセスも良好である。

② 既存の産業集積の状況

本地域における産業別就業人口（平成22年国勢調査）の割合は、第1次産業11.1%、第2次産業27.7%、第3次産業61.1%となっている。第1次産業は、日本一おいしいと言われる魚沼産コシヒカリの存在がある。第2次産業には、世界文化遺産に登録された越後上布や塩沢紬に代表される織物産業があるが、現在は食料品、一般機械、輸送用機械が製造品出荷額の中心となっている。これらは昭和40年代から誘致を進めた進出企業を中心であるが、食料品製造分野では、きのこや清酒等の地域に根付いた企業の躍進が目立っている。また、かつては発動機や除雪機を製造する、本県を代表する鉄工所が工業生産の中心的な役割を果たしてきたが、工業団地造成後は金属・一般機械器具製造業が集積してきた。そして、情報処理時代の到来によって電子部品・デバイス製造業も徐々に進出し、最先端分野の製品づくりを続けてきている。

第3次産業では、スキーや温泉を主軸とした観光産業の存在が目立っている。年間の観光客数は736万人（平成24年度観光動態調査）で、ピーク時よりも激減したとはいえ、本地域の重要な産業であることに間違いはないところである。

ちなみに本地域における事業所数は、128社、従業員数3,990人、製造品出荷額830億4,424万円で、製造品出荷額の構成比率及び従業員比率では食料品製造業が26.1%（従業員数12.7%）で最も多く、次いで輸送用機械器具製造業が13.2%（従業員数12.1%）、

飲料・たばこ・飼料製造業が 11.3%（従業員数 5.9%）となっている。（平成 25 年工業統計）

③ インフラの整備状況

本地域は、上越新幹線（越後湯沢駅、ガーラ湯沢駅、浦佐駅）、及び J R 上越線（12 駅）、ほくほく線（2 駅）が通り、東京へは 70 分、新潟市へは 40 分で結ばれている。

高速道路は、関越自動車道（湯沢 IC、塩沢石打 IC、六日町 IC、大和スマート IC）が通り、練馬 IC まで約 110 分、新潟西 IC まで約 70 分で結ばれるなど、高速交通網が整備されている。更に、現在建設中の上越魚沼地域振興快速道路が完成すれば、中国や韓国への定期コンテナ航路が開かれている直江津港（上越市）へも 60 分で結ばれることが見込まれる。また、平成 27 年 6 月に魚沼基幹病院が開院し、これにともない浦佐バイパスの一部が供用開始され、今後は厚生福利施設などの関連産業の誘致が期待できる。

工業団地としては、津久野工業団地、新堀新田・田崎工業団地、二日町工業団地、美佐島工業団地、三用工業団地、水尾新田工業団地、藪神工業団地、大福寺工業団地の合計 8 工業団地で、総面積 67.0ha を有し、それぞれ多様な企業が立地している。

（目指す産業集積の概要について）

① 「食料品製造関連産業」

本地域の食料品製造関連産業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあるが、こしひかり発祥の地である本地域は、魚沼産コシヒカリの一大生産地として有力なブランド力を有しており、このブランド名を活かした米加工製品やそば、うどんなどの製造企業、良質な湧水及び地下水を利用し、名水を冠した飲料水製造や食品洗浄工場が進出している。健康ビジネスへの可能性が期待され、海外へも事業展開しているきのこ製造・加工やその研究蓄積、成果を持つ地元企業もあり、きのこ生産農家や山菜などの自然食品などとのタイアップにより、高付加価値の製品製造が期待できる。また、食の安全性に対する消費者の関心の高まりにより、地元農産物の需要増加が見込まれることなどから、一定の集積がある食料品製造業の事業拡大や新産業分野への進出を促進し、食料品製造関連産業の更なる集積により、健康関連産業、農商工連携産業の創造なども期待される。

② 「電子部品・デバイス、金属・機械器具製造関連産業」

本地域は、かつて発動機や除雪機を製造する、本県を代表する鉄工所が存在しており、工業生産の中心的な役割を果たしてきた。その後、企業誘致のための工業団地を造成し、金属・一般機械器具製造業が随時集積して、豪雪地でありながらも中小企業を中心として県境の工業地を形成してきた。また、情報処理時代の到来により電子部品・デバイス製造業も徐々に進出してきたところである。

本地域は、世界遺産に登録された「越後上布」に代表されるように、忍耐強さと手先

の繊細技術に伝統的に長けた人々が生活してきた地域である。これらの人的資源による高い技術力を活かし、今後成長が期待できる分野で新たなビジネス展開が見込まれるスマートグリッドなどに、既存の金属、機械器具製造関連産業を中心に、電子部品・デバイス等関連産業の集積を目指していく。

③「健康関連産業」

本地域の産業構造は、製造業をはじめ、農業、観光産業、サービス産業など様々な産業で成り立っている。平成21年に放映されたNHK大河ドラマ『天地人』ゆかりの地であり、谷川連峰や越後三山などの標高2,000m級の山々、毎年2m近い積雪を生かしたスキー観光産業や各地に四季折々の趣ある風情が楽しめる温泉など、歴史と豊かな自然資源は本地域の絶大な魅力となっている。そしてまた、新潟県では「健康ビジネス連峰政策」を推進しており、健康ビジネスサミットうおぬま会議の開催や先導的プロジェクトへの支援などを展開しているほか、平成27年6月に魚沼基幹病院が開院し、地方病院間のネットワークの再構築が図られているところである。

こうした本地域が持つ魅力を最大限活用しながら、製造業をはじめ、農業、観光産業、サービス産業を有機的に連携させ、少子高齢化の下でも市場の伸びが期待できる健康関連分野の需要を創出し、地域に取り込むことで、健康関連産業を本地域の新しい産業の軸として成長を図りたい。このため、観光、自然資源、健康ニーズと既存集積産業における技術革新や他業種との連携等により、機能性食品や高付加価値製品の開発・製造や医療ツーリズム等の新たなビジネスの創出を通じ健康関連産業の集積を目指していく。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	310億円	326億円	5%

(3) 目的達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
(産業用共用施設の整備)					
工業用地の計画的な整備(南魚沼市・湯沢町)					→
空き工場、遊休地等の情報収集及び活用(南魚沼市・湯沢町・関係機関)					→
賃貸事業所の整備検討(南魚沼市・湯沢町)					→
情報通信インフラの整備(南魚沼市・湯沢町)					→
(人材の育成・確保)					
産業教育及び人材育成支援(南魚沼市・湯沢町・関係機関)					→
職業訓練の実施(新潟県立魚沼テクノスクール)					→
職場体験・インターンシップの推進(南魚沼市・湯沢町・関係機関)					→
UIターンによる人材確保の支援(県・南魚沼市・湯沢町・ハローワーク)					→
(技術支援等)					
技術支援相談・研究開発((財)にいがた産業創造機構、新潟県工業技術総合研究所)					→

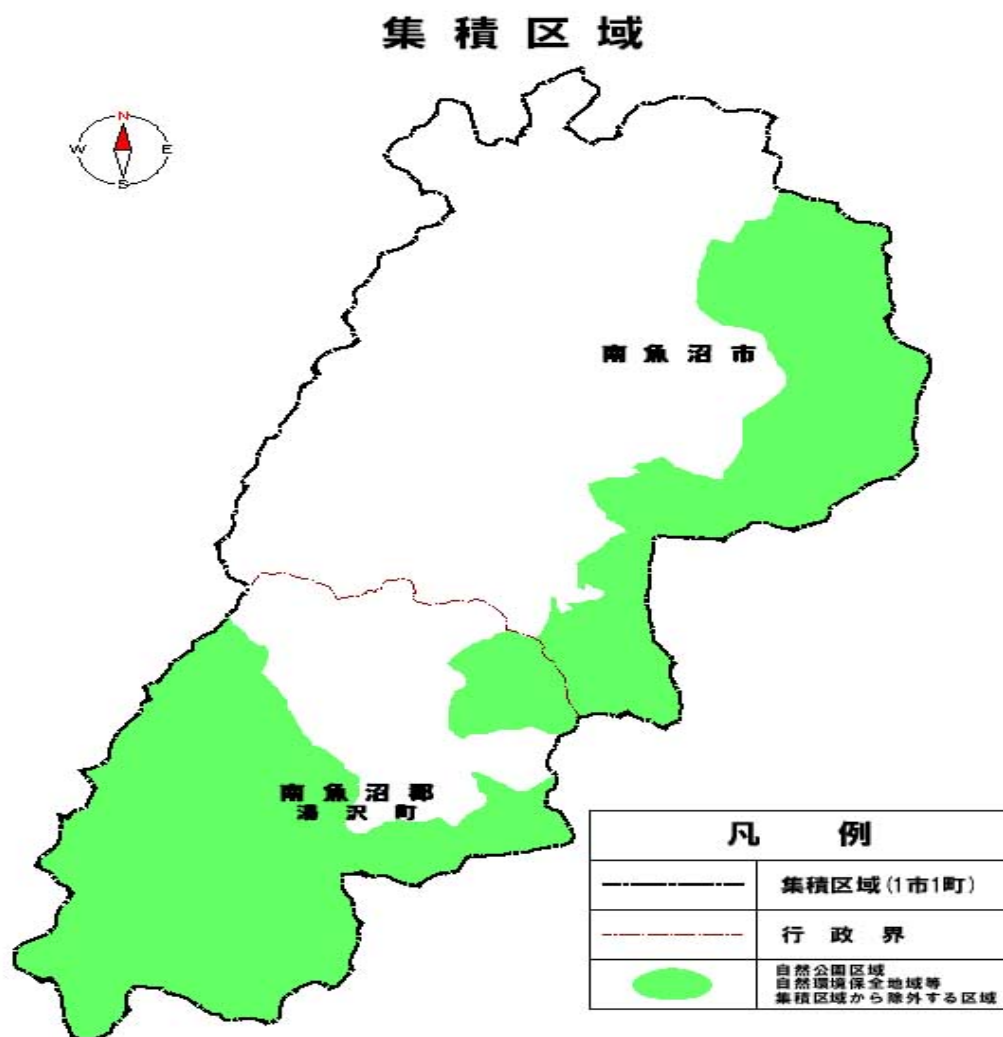
技術相談・指導（新潟 県醸造試験場）					→
技術相談・指導、試験 研究機器の貸付（新潟 県農業総合研究所食 品研究センター）					→
創業支援（（財）にい がた産業創造機構）					→
新商品・新技術開発支 援（（財）にいがた産 業創造機構）					→
地域資源活用事業支 援（（財）にいがた産 業創造機構）					→
専門家等派遣事業 （（財）にいがた産業 創造機構）					→
産官学連携の促進 （県・南魚沼市・湯沢 町・大学・（財）にい がた産業創造機構等）					→
（企業誘致等）					
企業誘致活動の強化 （県・南魚沼市・湯沢 町）					→
企業立地に係る優遇 制度の充実（県・南魚 沼市・湯沢町）					→
インフラ基盤の整備 促進（国・県・南魚沼 市・関係機関）					→

2 集積区域として設定する区域

(区域)

集積区域として設定する区域は、南魚沼市と湯沢町とし、平成27年1月1日現在における行政区画により表示したものである。

なお、自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する原生自然環境全地域及び自然環境保全地域、新潟県自然環境保全条例に規定する新潟県自然（緑地）環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、絶滅の恐れのある野生植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、環境省が実施している自然環境基礎調査において特定植物群落として選定された環境保全上重要な地域については集積区域の設定を行わないものとする。



(集積区域の可住地面積)

本地域の可住地面積は 25,072 h a であり、総面積の 26.6%となっている。

(南魚沼地域が集積区域に指定されている理由)

指定した地域は、平成 16 年 11 月 1 日に旧六日町と旧大和町の合併による市制施行で南魚沼市が誕生し、平成 17 年 10 月 1 日の旧塩沢町の編入合併で新生南魚沼市となったエリアと越後湯沢温泉を原点とした湯沢町とのエリアである。本地域は、平成の大合併以前は南魚沼郡 4 町として新潟県南部に存在していた地域であり、江戸時代は三国街道、清水街道の宿場町として、また、魚野川舟運の拠点港として交通の要所に関東の玄関口として栄えてきた経緯があり、自然的、経済的、社会的にも一体性が高い地域であることから、本計画における集積区域として指定するものである。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

以下の区域 8 箇所 (67.0 h a) を、特に重点的に企業立地を図るべき区域とする。

南魚沼市津久野字大原 1 1 1 2 - 3 外	(津久野工業団地)
南魚沼市新堀新田字三国川原 6 2 9 - 1 6 外	(新堀新田・田崎工業団地)
南魚沼市二日町字上外八木 5 6 5 - 5 外	(二日町工業団地)
南魚沼市川窪字陣場 1 0 1 6 - 6 外	(美佐島工業団地)
南魚沼市山崎新田 9 5 0 外	(三用工業団地)
南魚沼市水尾新田 6 0 0 外	(水尾新田工業団地)
南魚沼市一村尾 2 9 6 3 - 8 外	(藪神工業団地)
南魚沼市長崎字大福寺 8 1 3 - 3 外	(大福寺工業団地)

※ 詳細な地番は別紙のとおり

設定する区域は平成 27 年 11 月末日現在における地番により表示したものである。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工業立地法の特例措置を実施しようとする区域)

以下の区域を、工場立地法の特例措置を実施しようとする区域とする。

南魚沼市津久野字大原 1 1 1 2 - 3 外	(津久野工業団地)
南魚沼市新堀新田字三国川原 6 2 9 - 1 6 外	(新堀新田・田崎工業団地)
南魚沼市二日町字上外八木 5 6 5 - 5 外	(二日町工業団地)
南魚沼市川窪字陣場 1 0 1 6 - 6 外	(美佐島工業団地)

南魚沼市山崎新田950 外	(三用工業団地)
南魚沼市水尾新田600 外	(水尾新田工業団地)
南魚沼市一村尾2963-8 外	(藪神工業団地)
南魚沼市長崎字大福寺813-3 外	(大福寺工業団地)

(特例措置を実施することにより期待される効果)

本計画において集積を図ろうとする業種は、高い成長が期待できる企業が多く、新たな工場立地や設備投資、生産能力の拡張などのためニーズが極めて高い。

また、本計画における企業立地重点促進区域に立地している企業の中には、敷地内での生産設備の増設を希望する企業も多いが、現行の工場立地法に基づく緑地面積を確保するためには新たな用地を取得する必要があり大規模な企業負担が発生することから、生産設備の拡張を断念せざるを得ない状況にある。

この特例措置を実施することにより、既存企業において新たな用地を取得することなく現状の敷地内での生産設備の増設が可能となる。また、上記区域内においては、立地件数で20件、新規雇用創出で262人の増加などの効果が期待できる。なお、当該特例措置の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、工場周辺的生活環境の保持を適切に図るとともに、県及び市・町の環境保全部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

①食料品製造関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、18 プラスチック製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（274 医療用機械器具・医療品製造業、276 武器製造業を除く）、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、52 飲食料品卸売業

②電子部品・デバイス、金属・機械器具関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

11 繊維工業、16 化学工業（165 医薬品製造業、1624 塩製造業を除く）、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業（276 武器製造業を除く）、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、

29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、

③健康関連産業

(日本標準産業分類上の業種名)

9 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業を除く)、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業(161 化学肥料製造業、1624 塩製造業を除く)、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、21 窯業・土石製品製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業(276 武器製造業を除く)、29 電気機械器具製造業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、50 各種商品卸売業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、55 その他の卸売業、71 学術・開発研究機関(自然科学研究所に限る)

(2)(1)の業種を指定した理由

○食料品製造関連産業

本地域の工業統計調査結果(平成25年)によると、食料品製造業と飲料・たばこ・飼料製造業が製造業全体に占める割合は、事業所数で18.0%、従業員数で18.6%、製造品出荷額等で37.5%となっている。本地域の食料品製造関連産業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあるが、①食料品製造業は本地域の主力業種の一つであり、きのこ類、カット野菜、米粉など地元農産物を活かした新製品の開発に積極的に取り組んでいる企業が多いこと、②豊富で良質な米と豊富な水を活かした日本酒等生産が盛んな地域であり、また、飲料水、加工米、麺類、海産物加工、精米等の集積が見られ、清冽な雪解け水等を製品のイメージに投影し、会社名や製品名に冠したブランド戦略をとっている所が多数あること、③食の安全性に対する消費者の関心の高まりにより、地元農産物の需要増加が見込まれることなどから、一定の集積がある食料品製造業の事業拡大や新産業分野への進出を促進し、食料品製造関連産業の集積を期待できる。

○電子部品・デバイス、金属・機械器具製造関連産業

本地域の工業統計調査結果(平成25年)によると、電子部品・デバイス製造業と金属製品製造業・生産用機械器具製造業を合わせた製造業全体に占める割合は、事業所数で19.5%、従業員数で16.2%、製造業出荷額等で12.7%と高くなっている。これらの産業においては生産拠点の海外流出などにより依然厳しい状況にあるが、鍛造、鋳造、金型、金属部品、光学機械等の企業を誘致し、徐々に電子部品・デバイス製造業などの集積化が行われつつあり、本地域での主力業種として集積が進んでいる。また既存企業におい

ては、個々の持つ高い技術を活かし、高付加価値製品や新技術開発に積極的に取り組むことで、より高付加価値な産業集積が形成されつつある。さらに、本地域が有する豊富で良質な水は、精密機械器具製造への活用に最適であり、本地域の企業活動や産業にとって必要不可欠な資源となっている。

こうした本地域の産業集積の特徴を背景として、地域企業のイノベーションをさらに促進し、ものづくり産業を支える鍛造、鋳造、金型、金属部品等の基盤技術の高度化とこれらの集積技術の活用が期待される応用分野への進出を軸に、省エネ効率の高い電気機器向けや、今後需要の拡大が期待できるスマートグリッド関連など、低炭素でクリーンな環境分野に注力した集積を図っていく。

○健康関連産業

新潟県は、地域経済をより付加価値の高い産業に転換するための基本戦略として、平成18年2月から「健康ビジネス連峰政策」を推進しており、先導的プロジェクトへの支援を展開するとともに、健康関連ビジネスの市場化・拡大を促進しているところである。

本地域においても平成27年6月に開院した魚沼基幹病院を中心として、湯沢町保健医療センター（湯沢病院）、南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院などの地方病院のネットワークの再構築が図られ、新たな健康関連産業、企業誘致の活性化が期待できる。

健康関連産業は、①あらゆる分野での取組が可能であり、少子高齢化の時代でも市場の伸びが期待できること、②既存産業である食料品製造業、電子部品・デバイス製造業、金属・機械器具製造業などの異業種連携により、機能的食品・高付加価値製品の開発や医療ツーリズム等新たなビジネスを生み出すことが可能であること、③本地域の有する豊富な地域資源の利用が可能であることなどから、産業の集積が期待できる。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の企業立地件数（新增設含む）	20 件
指定集積業種の製品出荷額の増加額	21 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	262 人

7 工場又は事業場、工場用地又は事業用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業の実施する者及び当該事業の内容

(産業用共用施設の整備等に関する事項)

○ 工場用地の計画的な整備 (南魚沼市・湯沢町)

本地域では既に一定程度の工場用地が整備されており、基本的にはこれを活用した産業の集積を目指す。しかしながら、起業から工場設置まで、各企業の成長に応じた施設、用地等の整備も念頭に置く必要があることから、既存の用地や施設に拘ることなく、新規の工場用地の整備にも柔軟に取り組む。

○ 空き工場、遊休地等の情報収集及び活用 (南魚沼市・湯沢町・関係機関)

南魚沼市、同市の企業立地推進員、湯沢町及び不動産事業者が連携して空き工場、遊休地に関する情報収集を行い、情報を一元化、データ化、共有することにより、工場等の施設を検討する企業に対して情報提供を行い、工場用地とともに有機的な立地環境を整備する。

○ 賃貸事務所の整備検討 (南魚沼市・湯沢町)

未利用公共施設を企業へ売却及び賃貸し、有効活用を図るための環境整備を検討する。また、本地域の特性であるリゾートマンションを、起業者による新事業立ち上げ施設としての活用を検討する。

○ 情報通信インフラの整備 (南魚沼市・湯沢町)

設計・開発等の情報交換の内容が高度化するに伴い、情報量が増加し、大容量の情報通信回路が必要となっている。南魚沼地域には光ファイバー未整備地区があることから、整備推進に向けた関係機関への働きかけを強化していく。

(人材の育成・確保に関する事項)

○ 産業教育及び人材育成支援 (南魚沼市・湯沢町・関係機関)

企業が求める人材を把握し、魚沼サンティックスクールやハローワーク南魚沼とタイアップして電気工事士、アーク溶接、パソコン講座等企業ニーズにあった様々な研修やセミナーを実施する。

○ 若者の雇用の場としてのIT人材を育成するためのサポート施設及び制度を創設する。

○ 職業訓練の実施 (新潟県立魚沼テクノスクール)

地域産業を支える人材の育成として、電気・木造建築などの分野で、若年者・離職者・在職者に対し、職業訓練を実施する。また、企業に対し施設の貸出や指導員の派遣を実施し、在職者の人材育成を支援する。

○ 職場体験・インターンシップの推進 (南魚沼市・湯沢町・関係機関)

人材流出の防止策として、南魚沼職業能力開発運営協会が行う職場見学の拡充や、南魚沼市内の北里大学保健医療専門学院、南魚沼市内にセミナーハウスを有する日本大学と連携した、インターンシップの充実を図る。

○ **U I ターンによる人材確保の支援（県・南魚沼市・湯沢町・ハローワーク）**

専門知識を持つ人材の確保やこの地域で暮らしたいと考える都市住民への対応として、南魚沼市・湯沢町やハローワークのホームページ上に、地元企業の就職情報を集めたウェブ企業ガイドブックを掲載する。併せて、表参道・新潟館ネスパス内の「にいがたUターン情報センター」などを通じてUターンやIターン者に対する適切な情報提供を行い、首都圏において新潟県と連携した移住相談会や就職セミナー等を実施していく。

（技術支援等に関する事項）

○ **技術支援相談、研究開発（（財）にいがた産業創造機構、新潟県工業技術総合研究所）**

日常の企業活動に伴って発生する様々な技術的問題の相談に応じるほか、新製品開発に必要な技術開発や現状技術の改善など現場対応型の研究を行う。また、製品開発やクレーン解決等で必要となる様々な試験・検査・分析等の対応及び試験機器の開放を行う。

○ **技術相談・指導（新潟県醸造試験場）**

醸造技術を活用した健康志向製品等の開発、新規酒米や県独自酵母の特性が発揮される醸造技術の開発、海外進出に対応した醸造法の開発など、これまでの研究成果を活かし、企業への技術相談や指導など支援を行う。本地域には、全国的に知られている酒造会社もあることから、新規醸造技術などへの支援の利用が期待される。

○ **技術相談・指導、試験研究機器の貸付（新潟県農業総合研究所食品研究センター）**

県特産農産物の利用、米菓等の既存食品の高品質・高付加価値化、機能性食品等の新規加工食品の研究などの面において、これまで蓄積してきた技術・ノウハウを活かし、企業へ技術相談や指導などを行う。また、開放研究室や分析用機器等を企業等に貸し付け、企業の技術開発の支援を行う。

○ **創業支援（（財）にいがた産業創造機構）**

独創的な事業アイデアをもとに、県内で創業しようとするチャレンジ精神旺盛な個人またはグループに対し、創業時に必要な経費の助成支援を行う。

○ **新商品・新技術開発支援（（財）にいがた産業創造機構）**

大きく成長する可能性のある新事業展開や有望な産業分野への進出に向けた事業計画を広く公募し、優れた案件と認められるものに対して事業経費の助成支援を行う。

○ **地域資源活用事業支援（（財）にいがた産業創造機構）**

地域の「強み」となり得る地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進するため、法律に基づく税制面や補助金による支援、政府系金融機関等による金融支援、様々なノウハウの提供やアドバイスの実施等の総合的な支援を行い、地域経済の活性化を図る。

○ **専門家等派遣事業（（財）にいがた産業創造機構）**

（財）にいがた産業創造機構に登録された民間専門家を派遣し継続的にアドバイスを行うことで、経営基盤の改善、ISO認証取得、販路開拓、経営革新、人材育成など中小企業が抱える様々な経営課題の解決を図る。

○ 産学金官連携の促進（新潟県・南魚沼市・湯沢町・大学・金融機関・商工会・（財）に
いがた産業創造機構・新潟県工業技術総合研究所）

企業のニーズに応じて、大学及び研究機関を紹介・コーディネートし、新規事業への参入や高度な研究開発に関する共同研究などの取組への支援を行っていく。本地域内の企業が、長岡技術科学大学、新潟県工業技術総合研究所などと、ナノメートル領域まで表面粗さ測定を向上させる標準面実量器の製作について、共同で研究した実績もあることから、こうした連携を推進していく。また、南魚沼市において国際大学・金融機関・商工会・市が産学金官で連携して地域産業を支援する南魚沼市地域産業支援連絡協議会（ICLOVE）の活動を積極的に進めていく。

（その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項）

○ 企業誘致活動の強化（県・南魚沼市・湯沢町）

本地域への円滑な企業立地を図るため、ハローワークのホームページでの地元企業の就職情報や、南魚沼市の企業立地推進員等による誘致活動を行う。新潟県においては、企業立地の促進を図るため、東京事務所、大阪事務所に配置している企業誘致の担当スタッフを中心に企業訪問等、誘致活動を積極的に推進していく。

○ 企業立地に係る優遇制度の充実（県・南魚沼市・湯沢町）

南魚沼市・湯沢町は、立地企業に対する固定資産税の減免や奨励金、補助金の交付など、優遇制度を設けることにより、企業立地を促進し、産業集積の形成・活性化や雇用の拡大を図る。

新潟県では、産業立地促進事業補助金や貸付金、新潟県が指定する産業立地促進地域内への立地企業に対する事業税・不動産取得税の不均一課税、過疎地域自立促進特別措置法で定める過疎地域への立地企業に対する事業税・不動産取得税の課税免除措置などにより本地域の企業誘致を支援する。

○ インフラ基盤の整備促進（国・県・南魚沼市・関係機関）

現在建設中の上越魚沼地域振興快速道路の早期全線開通や、主要幹線である国道17号六日町バイパス及び浦佐バイパスの全線供用開始を関係機関に要望する等、インフラストラクチャーの更なる整備にも努めて行く。

8 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

○ 南魚沼地域産業活性化協議会の設置

本地域の産業集積の形成に関する協議を行うため、必要に応じて南魚沼地域産業活性化協議会を開催し、以下の項目について協議していく。

① 目標項目の進捗状況の確認

- ② 計画の変更協議
- ③ 南魚沼地域の産業振興方針の検討

○ 企業誘致

新潟県東京事務所、大阪事務所と連携し、企業への情報提供等に努めるとともに、大都市圏の企業等で活躍する地元出身者、縁故者等の協力を得て立地環境のPRなどを推進し、新たな企業立地に結びつける。

○ 情報発信

新潟県東京事務所、大阪事務所と連携し、首都圏や関西圏の企業に向けて、本地域の情報発信活動を展開する。

また、(財)にいがた産業創造機構及び工業技術総合研究所と連携し、地域内企業が有する製造技術等を把握するとともに、展示会等を通じた情報発信を行うことにより、新たなビジネスマッチングや研究開発を促進する。

○ 人材育成・技術支援

(財)にいがた産業創造機構及び工業技術総合研究所等と連携し、共同研究・技術支援を通じ、「ものづくり」人材の育成や企業の基盤技術の高度化・技術力向上を図っていく。また、新潟県、南魚沼市、湯沢町が連携し、地域内企業と大学との産官学連携を推進していく。

○ 交通安全対策

集積区域内の道路計画及び一般道路へのアクセス道路の取付け等の整備が行われる際には、警察署との事前協議を行いながら進めていく。また、企業立地に伴う工場等への乗り入れ口の配置についても、交通安全の観点から警察署との事前協議を行う。

9 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

○ 南魚沼市・湯沢町の体制

立地の意向のある企業や照会のあった企業に対して、南魚沼市・湯沢町で窓口を企業誘致担当部署とし、迅速かつ丁寧に対応できる体制を確立し、立地に関する情報（用地、支援制度、人材、住宅）の提供や開発事業に係る規制、手続の情報提供・調整などきめ細かな相談に応じる。さらに、関係部署（上下水道・都市計画・道路・環境担当部署など）による横断的な推進体制を整え、農地転用、開発行為、工場立地法等、各種行政手続の迅速化を図っていく。

また、既存企業の立地のニーズや事業活動上の諸問題等を把握するため、商工会を通じて情報の収集に努めていくとともに、県から提供された企業の立地に係る様々な要請や情報提供依頼に対し、ワンストップ体制で迅速に応えるとともに、立地後の企業に対するフォローアップも行う。

○ 新潟県の体制

企業立地の速やかな推進を図るため、東京事務所、大阪事務所にそれぞれ企業誘致の担当スタッフを配置して、本県に企業進出する場合に必要な情報（工場・事業所用地、支援制度、地域のインフラ情報等）を一元的に提供し、各種サポートを行うワンストップサービス体制の強化に取り組んでいる。

また、立地済み企業のフォローアップのために定期的な企業訪問を行い、要望等の聞き取りを行っているところである。

今後とも、これらのワンストップサービス、フォローアップ体制について、力を入れていく。

10 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

○ 環境保全への配慮

産業集積の形成及び活性化を図るにあたっては、新潟県環境基本条例第3条に規定する基本理念等を踏まえて策定した新潟県環境基本計画、南魚沼市環境基本条例第3条に規定する基本理念等を踏まえて策定する環境に関する基本計画及び湯沢町環境基本条例第3条に規定する基本理念等を踏まえて策定する基本計画に基づき、当地域の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、次のように事業特性や環境特性に配慮する必要がある。

①新潟県、南魚沼市及び湯沢町は、企業の事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響を軽減するため、緊密な連携を図りながら、関係法令等に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の防止や騒音・振動の発生等に関して助言・指導を行うなど、集積区域における環境負荷低減に向けた取組を促進し、地域環境保全に十分な配慮を行う。

また、集積区域の事業活動によって発生する廃棄物の減量化と有効利用を推進するとともに、エネルギーの有効利用、省エネルギー対策の実施など地球環境の保全への配慮を促す。

なお、本地域の工業団地等へ新たに立地する企業に対しては、必要に応じ環境保全協定を締結し、事業活動に伴って発生する公害等の防止対策に取り組むよう求める。

②事業者は、集積区域住民に対して必要に応じて環境保全について住民説明会や工場内の視察受け入れを行うなど、企業に対する十分な理解を図っていく。

○ 安全な住民生活の保全への配慮

新潟県、南魚沼市及び湯沢町は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」、「南魚沼市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「湯沢町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する

機会を減らすための取組を推進している。

企業立地を始めとする様々な事業活動にあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要であり、各条例の趣旨も勘案し、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するために、次の事項に留意し、犯罪を未然に防止する活動や防犯意識の高揚等に取り組むこととする。

・ **防犯設備の整備**

犯罪被害防止のための防犯カメラの設置、照明の設置等

・ **防犯に配慮した施設の整備・管理**

植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等

・ **従業員に対する防犯指導**

法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等

・ **地域における防犯活動への協力**

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力

・ **交通安全施設の整備**

①交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等

②交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等

・ **不法就労の防止**

外国人を雇用しようとする際における旅券等による当該外国人の就労資格の確認等

・ **地域住民との協議**

企業立地や事業高度化の際における地域住民・自治会等への事業説明や意見聴取等

・ **警察への連絡体制の整備**

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

このほか、本計画による産業集積の形成及び活性化にあたっては、国、新潟県、南魚沼市及び湯沢町で定める次の計画との調和を保持することはもとより、農林漁業の健全な発展と調和の確保に十分配慮し、実施していくものとする。

① 国土形成計画

② 都市計画（都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針を含む）

③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する基本方針及び基本計画

④ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

⑤ 地方自治法第2条第4項に基づく南魚沼市及び湯沢町の基本構想、総合計画

11 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

現時点では、農用地等を含む重点促進区域はない。今後必要に応じて基本計画の変更で対応するものとする。

12 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

なし

13 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成32年度末日までとする。

別紙 「3 集積区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域」の詳細地番

①津久野工業団地

南魚沼市津久野下新田字江端 11-6、11-7、11-8、11-14、11-16、
11-17、11-18、11-20、11-21

南魚沼市津久野上新田字大原 193-1、193-3、193-8、193-10
202-3、224-2、224-4、231-1、261-1

南魚沼市津久野字白欠 1101-4、1101-11、1101-12、1101-1
3、1101-14、1111-2

南魚沼市津久野字大原 1112-3、1112-6、1112-7、1112-8、1
112-9、1112-14、1112-15、1112-16、1112-17、1
112-18、1112-23、1112-24、1112-25、1112-28、
1112-33、1112-35、1112-38、1112-39、1127-2、
1136-1、1136-3

南魚沼市津久野字三国川島 1196-5、1196-6

南魚沼市宮字西原 2294-3、2294-5、2294-6、2294-8、229
4-9、2294-10、2294-15、2294-16、2300-2、2300
-4、2300-5、2317-1、2317-7、2319-1、2328-5、2
328-8

南魚沼市宮字大窪 2318-1、2318-3、2318-6、2318-7、231
8-11、2318-13

南魚沼市宮字浦ノ島 2388-6、2388-7、2390-11

②新堀新田・田崎工業団地

南魚沼市新堀新田字土井下 318-3、338-1

南魚沼市新堀新田字三国川原 318-4、629-16、629-35、629-10
0、629-101、629-831、629-886、629-890、629-8
91、629-909、629-943、629-945、629-961、629-
1015、629-1016

南魚沼市田崎字西原 510-5、510-7、510-8、510-10、510-1
1、510-13、510-18、519-6、520-1

南魚沼市田崎字向原 541-3、541-5、541-7、541-8、541-10

南魚沼市田崎字向川端 735-2、738-2、738-3

南魚沼市田崎字三国川原 740-5、740-7、740-8、740-11、740
-12、740-13

③二日町工業団地

南魚沼市二日町字上外八木565-5、565-6、565-7、565-8、660-1、660-3、664-1、670、671-1、673-1、676-1A

南魚沼市二日町字下外八木683、684-1A、684-1C、684-2、684-3、684-4、684-5、684-6、684-7、684-8、684-10、684-15B、684-16、684-17、684-18、690-1、690-3、690-4、718-3、743、756-1、769-1A、769-1B、769-2、773B

④美佐島工業団地

南魚沼市川窪字陣場1016-2、1016-4、1016-6、1016-7、1016-8、1030-1、1031-1、1032-1、1032-2、1033-1、1033-2、1034、1035、1043-1、1044、1045-1、1045-2、1046、1047

南魚沼市川窪字窪1117-1、1118-1、1119-1、1119-4、1124-1

⑤三用工業団地

南魚沼市山崎新田字中沢950-4、950-7、950-8、950-12

南魚沼市山崎新田字野中860-1、861-1、862-1、863-1、864、865-1、866-1、867、868-1、868-2、869-1、870-1、870-2、871、872、873、874、875、876、877、878、879-1、880-1、881-1、884-1、886-1、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897-1、898-1、899-1、900-1、901-1、902-1、903-1、904、905-1、906-1、909-1、910-1、911-1、936、937-1、938-1、939、950、980、980-1、980-3、1000-2、1000-3、1000-6、1000-7、1000-8

南魚沼市山崎新田字換地1355-1、1355-2

⑥水尾新田工業団地

南魚沼市水尾新田600、600-5、600-6、679-1、700-1、751-23、751-25

⑦藪神工業団地

南魚沼市一村尾2963-8、3011、3022-1

⑧大福寺工業団地

南魚沼市長崎字大福寺 813-3、817-7、817-8、817-10、817-11、817-12、818-12、819-14、819-15、819-22、820-4、822-1、822-3、822-8、823-13、823-26、823-38、3112-14、3112-16、3143-3、3225-12、3225-14、3225-29、3225-33